

2009年11月30日

各位

株式会社みずほ銀行

こども保険『夢みるこどもの学資保険』の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2009年12月1日(火)より、全国の本支店で、こども保険新商品『夢みるこどもの学資保険』(正式名称:無配当<こども保険(2009)>、引受保険会社:アメリカンファミリー生命保険会社)の取り扱いを開始いたします(一部の店舗で2009年10月5日より取り扱いを開始しております)。

今回新たに、こども保険『夢みるこどもの学資保険』の取り扱いを開始することで、「お子さま、お孫さまの教育資金を計画的に準備したい」という、お客さまのニーズにお応えいたします。

『夢みるこどもの学資保険』の主な特徴は以下の通りです。

(商品の内容については、別紙をご参照願います。)

主な特徴

将来必要な教育資金を「学資年金」等で準備できる

- ・例えば、お子さまの高校入学時に「学資一時金」を、大学入学時から「学資年金」を4年間(毎年1回)にわたってお受け取りいただくことができます。
- ・学資年金の受取開始年齢は、「17歳」と「18歳」から選択、お子さまの大学入学前に学資年金の受け取りを開始することができます。

「学資一時金」「学資年金」の受取総額が払込保険料総額を上回る

- ・「学資一時金」と「学資年金」の総額は、払込保険料総額を上回ります。
学資年金支払開始日前に解約された場合、解約払戻金はありませんが、多くの場合、払込保険料の全額は戻りません。

保険料の払込期間・払込方法はご希望にあわせて選択

- ・「17歳払済」「18歳払済」だけでなく、お子さまの教育資金が増加する前に払込みが終了する「10歳払済」、余裕資金を活用した「一括払(全期前納払)」から選択できます。

保険料払込免除特則の付加を選択可能

- ・契約者に死亡・高度障害状態等、万一のことがあった場合、以後の保険料の払込みが不要になり、「学資一時金」「学資年金」は将来そのまま受け取ることができます。なお、本特則を付加してお申し込みいただける契約者の年齢は、男性は満18歳～満50歳、女性は満16歳～満50歳です。

【こども保険のご留意事項】

保険料払込免除特則を付加した場合、契約者の健康状態等についての告知が必要です。また、契約者の健康状態等によってはご契約のお引き受けができない場合があります(当行取扱商品では被保険者の告知は不要です)。

学資年金支払開始日前に解約された場合の解約払戻金は、多くの場合、お払込みいただいた保険料を下回ります。

一括払(全期前納払)の場合、未経過保険料(保険料として充当していない金額)がある場合はお返しします。

引受保険会社の経営破綻等により、学資一時金額、学資年金額、死亡給付金額、解約払戻金額等が削減されることがあります。

保険料の一部は保険金のお支払い、また、他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費など)にあてられます。

これらの経費は引受保険会社・保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

『夢みるこどもの学資保険』 ご契約のお取り扱い

正式名称	無配当〈こども保険(2009)〉
学資年金支払開始年齢	17歳 もしくは 18歳
保険料払込期間	全期払(17歳・18歳払済)、10歳払済、一括払(全期前納払)
被保険者加入年齢 (満年齢)	0歳～7歳(17歳・18歳払済)、0歳～5歳(10歳払済)
加入限度	受取総額120万円コースから1,500万円コースまで(60万円単位)
給付内容	学資一時金: 高校入学相当年齢時に基準学資年金額(*)の50% 学資年金: 第1回学資年金 基準学資年金額の100% 第2～4回学資年金 基準学資年金額の50% (*)基準学資年金額は、第1回学資年金額のこと。
死亡給付金	あり(既払込保険料相当額)
解約払戻金	あり
特約・特則	<p>・保険料払込免除特則</p> <p>契約者に死亡・高度障害状態等、万一のことがあった場合、以後の保険料のお払込みが不要になり、「学資一時金」「学資年金」は将来そのまま受け取ることができます。</p> <p>保険料払込免除特則を付加した場合は、付加しない場合に比べ保険料が高くなります。</p> <p>契約者の年齢が、男性は満18歳～満50歳、女性は満16歳～満50歳のときに付加してお申し込みいただけます。</p> <p>・指定代理請求特約</p> <p>保険料払込免除特則適用の場合に付加されます。</p>

【こども保険のご留意事項】

保険料払込免除特則を付加した場合、契約者の健康状態等についての告知が必要です。また、契約者の健康状態等によってはご契約のお引き受けができない場合があります(当行取扱商品では被保険者の告知は不要です)。

学資年金支払開始日前に解約された場合の解約払戻金は、多くの場合、お払込みいただいた保険料を下回ります。

一括払(全期前納払)の場合、未経過保険料(保険料として充当していない金額)がある場合はお返しします。

引受保険会社の経営破綻等により、学資一時金額、学資年金額、死亡給付金額、解約払戻金額等が削減されることがあります。

保険料の一部は保険金のお支払い、また、他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費など)にあてられます。

これらの経費は引受保険会社・保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。